

会 告

研修機関・準研修機関の更新制度導入について

日本歯科麻酔学会では、昭和 58 年から、地域歯科医療の安全性の向上に貢献するため、歯科麻酔学の専門的知識と技能を有する質の高い認定医ならびに歯科麻酔専門医の育成事業として、研修機関ならびに準研修機関の認定を行ってまいりました。そしてこの度、認定医や専門医の一層の質向上のためのより良い制度の構築を目指して、本学会理事会ならびに専門医審査委員会で学会の研修機関ならびに準研修機関の制度見直しについて検討いたしました。

その結果、従来は、指導者の交代や退職があった場合の学会への連絡は自己申告となっておりますが、認定された施設と代表歯科麻酔指導医もしくは歯科麻酔専門医については、5 年毎の更新制度を導入することの提案がなされ、平成 27 年 12 月 20 日に開催されました、第 XII 期第 2 回理事会において、更新制度を導入した「一般社団法人日本歯科麻酔学会 研修機関・準研修機関に関する規則」が承認されましたので、ここにご報告致します。

なお、新制度による申請受付は平成 28 年 4 月 1 日より開始とし、同じく新制度による更新は平成 29 年 6 月より適用されます。

本制度の充実に向けて会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本制度の詳細につきましては、「一般社団法人日本歯科麻酔学会 研修機関・準研修機関に関する規則」をご確認下さい。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
理事長 一戸 達也

専門医審査委員会
委員長 北 畑 洋